

奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県公共交通基本計画において基本的な方針として掲げる「移動ニーズに応じた交通サービスの実現」のため、バスによる基幹的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金 別表第1に定める補助対象基準に適合する系統（以下「幹線補助対象系統」という。）を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (2) 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金 別表第3に定める補助対象基準に適合する系統（以下「フィーダー補助対象系統」という。）を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (3) 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金 複数の市町村が主体となる協議会（以下「連携協議会」という。）又は市町村の連携により、幹線補助対象系統を代替して当該系統を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (4) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項（同法第32条において読み替えて適用される場合を含む。）の要件に該当する過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 前条第1号に定める事業の補助の対象となる者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって、幹線補助対象系統を運行する者とする。

2 前条第2号に定める事業の補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村が主体となる協議会（以下「市町村協議会」という。）又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を経営し、かつ、フィーダー補助対象系統を運行する者

- (2) 市町村協議会又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を営業者者にフィーダー補助対象系統の運行を委託する者
- (3) 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、フィーダー補助対象系統を運行する者
- 3 前条第3号に定める事業の補助の対象となる者は、連携協議会又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を営業者者に運行を委託する者に限る。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に定める会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(奈良県基幹公共交通ネットワーク計画)

第5条 知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を記載した奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を策定するものとする。

- (1) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の目的及び必要性
 - (2) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の定量的な目標及び効果
 - (3) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業により運行を確保し、及び維持しようとする運行系統の概要及び運送予定者
 - (4) 平日1日当たり計画運行回数が3回以上で足ると知事が認めた系統の概要
- 2 知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を策定しようとするときは、あらかじめ奈良県地域交通改善協議会の意見を聴くものとする。
- 3 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の内容に変更が生じる場合において必要があるときは、知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を変更することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(利便増進特例)

第6条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第27条の14に定める地域公共交通利便増進実施計画（同法第27条の15の規定による大臣の認定を受けたものに限る。以下「利便増進計画」という。）に基づいて実施される事業（路線の編成の変更や他の種類の旅客運送事業への転換により地域公共交通を再編するものに限る。）については、当該計画において実施予定期間として定められた期間に限り、第2条第1号の規定中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第2条第2号の規定中「別表第3」とあるのは「別表第4」と読み替えて適用することができる。

第2章 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金

(補助対象経費)

第7条 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費の額は、別表第7に定めるところにより算定する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）
- (3) 第6条の規定（以下「利便増進特例」という。）を適用しようとする場合にあつては、認定を受けた利便増進計画の写し及び利便増進特例を適用しようとする系統の概要を記載した書類

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の変更の申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて実施する事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第12条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者

に通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績(第2号様式)(補助対象系統に係る実績に限る。)

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、額の確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者が、補助対象期間の末日(9月30日)までに補助対象系統を廃止し、又は休止した場合は、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定等の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

第3章 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

（補助対象経費）

第19条 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費の額は、別表第8に定めるところにより算定する。

（補助金の交付申請）

第20条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、運送予定者の補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第3号に該当する場合は、運送予定者の補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る自家用有償旅客運送の輸送実績が確認できる書類
- (3) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第2号に該当する場合は、運送予定者との間の運行委託契約若しくは運行委託契約を締結することを確認できる書類
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第3号に該当する場合は、道路運送法施行規則第51条の3第4号に規定する書類
- (6) 利便増進特例を適用しようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び利便増進特例を適用しようとする系統の概要を記載した書類

（実績報告）

第21条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が、第3条第2項第1号又は第2号に該当する場

- 合は、運送者の補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）
（補助対象系統に係る実績に限る。）

（準用規定）

第22条 第9条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第4章 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

（補助対象経費）

第23条 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費の額は、別表第7に定めるところにより算定する。

（補助金の交付申請）

第24条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）
- (3) 運送予定者との間の運行委託契約若しくは運行委託契約を締結することを確認できる書類
- (4) 利便増進特例を適用しようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び利便増進特例を適用しようとする系統の概要を記載した書類

（実績報告）

第25条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 運送者の補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）
（補助対象系統に係る実績に限る。）

(準用規定)

第26条 第9条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年度予算から適用する。
(経過措置)
- 2 平成24年度に限り、第8条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。
- 3 バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年5月15日国自旅第16号）及び国庫補助金交付要綱に基づき平成23年9月30日までに補助対象事業者が取得した車両については、別表第2の基準に適合した車両とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年8月25日から施行し、平成27年度予算から適用する。
(経過措置)
- 2 平成27年度に限り、第8条、第24条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度予算から適用する。
(経過措置)
- 2 平成29年度に限り、第8条、第20条、第24条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行し、令和6年度予算から適用する。

別表第1（第2条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金・基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者、連携協議会及び市町村	補助対象系統に係る経常費用	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載された運行系統で、次に掲げる（1）から（4）までのいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅との近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>（1）次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行に係るものであること。</p> <p>ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかの利用に対応して運行されるものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>（イ）二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院への通院を目的とした利用</p> <p>（ロ）県内に所在する高等学校への通学目的の利用</p> <p>（ハ）通勤、買物等を目的とし、鉄道利用を含めた利用</p> <p>ハ 次の（イ）から（ニ）までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するものであること。</p> <p>（イ）複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>（ロ）2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの（補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。）</p> <p>（ハ）鉄道駅に接続するもの</p> <p>（ニ）主要な幹線道路（国道及び主要地方道）を主に運行するもの</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。ただし、通院、通学等の移動目的に応じて知事が認めた場合は、平日における1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。</p> <p>ホ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p>	
		<p>(2) (1) のイ及びホ並びに次のイ及びロに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ (1) の要件を満たす運行系統が存在しない過疎地域にある市町村を經由し、かつ、(1) の要件に適合する運行系統に接続する運行系統であって、過疎地域の住民の広域移動又は観光客の移動確保に必要なものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)から(ハ)までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するものであること。</p> <p>(イ) 複数市町村にまたがるもの(平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。)</p> <p>(ロ) 2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの(補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。)</p> <p>(ハ) 主要な幹線道路(国道及び主要地方道)を主に運行するもの</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>(3) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>複数の世界遺産エリアを結び、案内等を通じて利用者に観光周遊バスである旨を理解される工夫を行っていることと認められる観光周遊を目的とした利用に対応して運行されるもので、鉄道駅に接続するものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>(4) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>鉄道駅と次の(イ)又は(ロ)に掲げる施設を結ぶもので、当該施設の利用に対応して新たな便を運行するものであること。ただし、目的となる施設の利用に対応した、その他の公共交通が無い場合に限る。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>(イ) 二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院</p> <p>(ロ) 県内に所在する高等学校</p>	<p>2/3</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額を上限とする。</p>
--	--	--	---

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表第7に定めるものとする。

別表第2（第6条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金・基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金（利便増進計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者、連携協議会及び市町村	補助対象系統に係る経常費用	<p>利便増進計画に位置づけられた運行系統であって、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載され、次に掲げる（1）から（4）までのいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅との近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>（1）次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行に係るものであること。</p> <p>ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかの利用に対応して運行されるものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>（イ）二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院への通院を目的とした利用</p> <p>（ロ）県内に所在する高等学校への通学目的の利用</p> <p>（ハ）通勤、買物等を目的とし、鉄道利用を含めた利用</p> <p>ホ 次の（イ）から（ニ）までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するもの又は再編の際現に基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金の補助対象系統となっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したものであること。</p> <p>（イ）複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>（ロ）2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの（補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。）</p> <p>（ハ）鉄道駅に接続するもの</p> <p>（ニ）主要な幹線道路（国道及び主要地方道）を主に運行するもの</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。ただし、通院、通学等の移動目的に応じて知事が認めた場合は、平日における1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>ホ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	
		<p>（2）（1）のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ （1）の要件を満たす運行系統が存在しない過疎地域にある市町村を經由し、かつ、（1）の要件に適合する運行系統に接続する運行系統であって、過疎地域の住民の広域移動又は観光客の移動確保に必要なものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)から(ハ)までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するもの若しくは再編の際現に基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金の補助対象系統となっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したものであること。</p> <p>(イ) 複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>(ロ) 2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの（補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。）</p> <p>(ハ) 主要な幹線道路（国道及び主要地方道）を主に運行するもの</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>（3）（1）のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>複数の世界遺産エリアを結び、案内等を通じて利用者に観光周遊バスである旨を理解される工夫を行っていること認められる観光周遊を目的とした利用に対応して運行されるもので、鉄道駅に接続するものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除い</p>

			た額のいずれか少ない方を上限とする。
		<p>(4) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>鉄道駅と次の(イ)又は(ロ)に掲げる施設を結ぶもので、当該施設の利用に対応して新たな便を運行するものであること。ただし、目的となる施設の利用に対応した、その他の公共交通が無い場合に限る。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>(イ) 二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院</p> <p>(ロ) 県内に所在する高等学校</p>	<p>2/3</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額を上限とする。</p>

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表第7に定めるものとする。

別表第3（第2条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
市町村協議会、市町村及び自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る経常費用	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載された運行系統で、次に掲げる要件に該当するもの。 なお、「接続」とは、バス停留所、乗降可能箇所、駅相互の近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則第3条の3に定める路線定期運行、路線不定期運行、区域運行又は同規則第49条第1号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。 (イ) 奈良県基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金対象系統に接続し、かつ鉄道駅に接続しないもの (ロ) 鉄道駅若しくは次の①から③までの全てに適合する系統に接続するもの（ただし、南部東部地域（「奈良県南部・東部振興基本計画」の対象地域の市町村のことをいう。）の移動手段の確保を目的としたものに限る。） ① 道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行 ② 複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。） ③ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。 (イ) 補助対象期間中に新たに運行を開始するもの (ロ) 前年度補助対象期間に基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金の交付を受けたもの</p> <p>ニ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表第8に定めるものとする。

別表第4（第6条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金（利便増進計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
市町村協議会、市町村及び自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る経常費用	<p>利便増進計画に位置づけられた運行系統であって、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載され、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所、乗降可能箇所、駅相互の近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則第3条の3に定める路線定期運行、路線不定期運行、区域運行又は同規則第49条第1号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>(イ) 奈良県基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金対象系統に接続し、かつ鉄道駅に接続しないもの</p> <p>(ロ) 鉄道駅若しくは次の①から③までの全てに適合する系統に接続するもの（ただし、南部東部地域（「奈良県南部・東部振興基本計画」の対象地域の市町村のことをいう。）の移動手段の確保を目的としたものに限る。）</p> <p>① 道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行</p> <p>② 複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>③ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</p> <p>ハ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	<p>3 / 10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1 / 2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表第8に定めるものとする。

別表第 5 削除

別表第 6 削除

別表第7（第7条・第23条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金・基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

補助対象経費の額等の算出方法	
1	補助対象経費の額は、補助対象系統に係る経常費用の見込額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
2	補助対象系統に係る経常費用の見込額は、次の式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（走行キロに比例する費用） × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ + 当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用の見込額（走行時間に比例する費用） × 当該補助対象系統の計画実車走行時間
3	補助対象系統に係る経常収益の額は見込額とし、次式によって算出する。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、補助対象期間の前々年度における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で実績額が無い場合は、補助対象経常費用の8/20に相当する額と県が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い方の額とする。

（注）

- 「当該補助対象事業者（第3条第3項の規定により連携協議会又は市町村が補助対象事業者となる場合にあつては、運送予定者。以下この表において同じ。）の実車走行キロ当たり経常費用（走行キロに比例する費用）」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用を除く。）を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
- 「当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用（走行時間に比例する費用）」とは、補助対象系統の運行する地域における補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用）を補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実車走行時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。
- （注1）（注2）において、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実績が無い場合は、補助対象事業者が算出する経常費用の見込額と県が算出する経常費用（別表第7によって算出する費用）の見込額のうち、いずれか低い額をもって当該補助事業者の経常費用の見込額とする。

別表第 8（第 19 条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

補助対象経費の額等の算出方法	
1	<p>補助対象経費の額は、補助対象系統に係る経常費用の見込額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>
2	<p>補助対象系統に係る経常費用の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>（路線を定めて行う一般乗合旅客運送事業の場合）</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（走行キロに比例する費用） × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ + 当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用の見込額（走行時間に比例する費用） × 当該補助対象系統の計画実車走行時間</p> <p>（路線を定めて行う自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>（上記以外の一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象事業者の時間当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行時間</p>
3	<p>補助対象系統に係る経常収益の額は見込額とし、次式によって算出する。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p> <p>（路線を定めて行う一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>（上記以外の一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象期間の車両 1 両に係る 1 時間当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象事業者の計画サービス提供時間</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額、当該補助対象期間の車両 1 両に係る 1 時間当たりの経常収益の見込額は、補助対象期間の前々年度における実績額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で実績額が無い場合は、補助対象経常費用の 8 / 20 に相当する額と県が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い方の額とする。</p>

(注)

- 「当該補助対象事業者（第 3 条第 2 項第 2 号の規定により市町村協議会又は市町村が補助対象事業者となる場合にあつては、運送予定者。以下この表において同じ。）の実車走行キロ当たり経常費用（走行キロに比例する費用）」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用を除く。）を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。（国庫補助金交付要綱第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）
- 「当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用（走行時間に比例する費用）」とは、

補助対象系統の運行する地域における補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用）を補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実車走行時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。

- 3 「当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における自家用有償旅客運送の経常費用を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- 4 「当該補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における車両1両当たりの平均費用を、補助対象期間の前々年度におけるサービス提供時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。
- 5 （注1）（注2）（注3）（注4）において、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における実績が無い場合は、補助対象事業者が算出する経常費用の見込額と県が算出する経常費用（別表第8によって算出する費用）の見込額のうち、いずれか低い額をもって当該補助事業者の経常費用の見込額とする。